

議会受付番号	鎌議第 1175 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	総務部長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

総務部内に於ける不適切な事務処理

2 質問の要旨

平成 27 年 9 月 14 日の代表者会議では鎌倉市職員労働組合副委員長が 44 回に亘り遅刻をし、出勤時刻を改竄させている事実が発覚した。これは総務部内の課における不適切かつ悪質な事務処理である。また、平成 27 年 6 月定例会に於いては、市長が違法な事務手続をしていたことを認め、議会では事務に関して監査動議を可決した。本件についても、同様に総務部における事務であった。本来、他の部署にとって模範たる総務部が不適切な事務処理をして、規律を乱している事態は重大なる問題だ。

現総務部長が前職に務めていた健康福祉部長職の所管事務に於いても不適切な事務処理があったが、この健康福祉部の事務処理について部長は把握していたか。又、総務部長が所管する課に於いて先般発覚したもの以外で、不適切な事務処理はあるのか。課長、係長、その他担当者に確認の上、明らかにされたい。

3 答弁

総務部長が前職の健康福祉部長当時については、担当者の事務について詳細まで把握しておりません。

今回総務部において、所管する課について確認したところ、総務課及び管財課において、同様の請求書に関する事務処理がございました。